

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	西部環境事業センター真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	昭和鉄工株式会社	1,023,000	令和7年10月14日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	中部環境事業センター出張所ほか1か所真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	株式会社日本サーモエナー	1,210,000	令和7年10月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	あべのルシアス庁舎自動扉修繕	産業用機器	ナブコドア株式会社	1,155,000	令和7年10月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	瓜破斎場 ガスヒートポンプ空調機修繕(1-2系統ほか4系統)	産業用機器	大阪瓦斯(株)	1,350,527	令和7年11月12日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
5	東淀プラスチック資源中継施設重量シャッター修繕	産業用機器	文化シャッターサービス(株)	1,078,000	令和7年11月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
6	中部環境事業センターほか1か所衣類乾燥機修繕	産業用機器	日精オーバル株式会社	1,967,460	令和7年12月17日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
7	令和7年度真空式ごみ収集自動車修繕	建設用機器	大阪日野自動車株式会社	1,515,030	令和7年12月17日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第3号	G3	-
8	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー(環境5号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,770,419	令和7年12月22日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センター 真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

昭和鉄工（株）

3 隨意契約理由

本修繕は、西部環境事業センターにおける真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）について緊急ガス遮断弁の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなつたため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、昭和鉄工（株）が有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

上記理由により、昭和鉄工（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所ほか1か所 真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

(株) 日本サーモエナー

3 隨意契約理由

本修繕は、中部環境事業センターほか1か所における真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）についてガスバーナ、インバータ等の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、(株) 日本サーモエナーが有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならぬ。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

上記理由により、(株) 日本サーモエナーと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

あべのルシアス庁舎自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア（株）

3 隨意契約理由

本修繕は、あべのルシアス庁舎における自動扉（以下、「当該設備」という。）の経年劣化により動作に不具合が生じていることから、当該設備の劣化部品について修繕を行い、当該設備の性能復旧を図るものである。

当該施設に設置されている当該設備についてはナブコドア（株）が独自の技術により製造したものであり、当該設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等を総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、当該設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者はナブコドア（株）のみである。

上記理由により、ナブコドア（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 総務課 （電話番号06-6630-3116）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場 ガスヒートポンプ空調機修繕(1-2 系統ほか 4 系統)

2 契約の相手方

大阪瓦斯（株）

3 隨意契約理由

本修繕は、瓜破斎場に設置しているガスヒートポンプ空調機（以下、「当該設備」という。）の故障が判明し、正常な動作をしなくなったことから部品の取替後、試運転調整を行い、当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、都市ガス 3 社（東京瓦斯（株）、大阪瓦斯（株）、東邦瓦斯（株））とガスエンジンメーカー 5 社（ヤンマーエネルギーシステム（株）、（株）アイシン、パナソニック（株）、三菱重工サーマルシステムズ（株）、ダイキン工業（株））の共同研究により開発されたものである。

当該設備は、構造が複雑でかつ専門性が高く、機器動作における機能面、安全面については共同開発業者しか熟知できていない。さらに専用部品・油脂等による維持管理に必要な部品の入手は他社では不可能あり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせるためにも、製造者または開発に関与しており、保守作業等を実施できる事業者でなければならない。

当該設備は、パナソニック（株）製であるが、同社は保守作業を実施していないことを確認している。よって、本来であれば保守作業が可能な都市ガス 3 社において見積徴取等を実施するところであるが、東京瓦斯（株）及び東邦瓦斯（株）においては本修繕に関する大阪市の入札参加資格がなく、また、営業の拠点も遠方にあることから対応することができない。よって、本修繕を実施できるのは大阪瓦斯（株）のみである。

上記理由により、大阪瓦斯（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（斎場園）

（電話番号 06-6630-3136）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀プラスチック資源中継施設重量シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス（株）

3 随意契約理由

東淀プラスチック資源中継施設の重量シャッターは文化シャッターサービス（株）製である。

今回、開閉器他の故障により、重量シャッターが正常に動作しないことから、挟み込みの危険性があるなど、プラスチック資源中継施設の安全上ならびに運営上において支障をきたす状態となっている。

本修繕については、製造者独自の技術により、開閉器他を受注製造していることから、製造者以外では整備技術面の対応が不可能であり、既存部品との密接不可分の関係から、既存部品等に著しい支障が生ずる可能性があること、また修繕後の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

上記理由により、文化シャッターサービス（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センターほか1か所衣類乾燥機修繕

2 契約の相手方

日精オーバル（株）

3 隨意契約理由

本修繕は中部環境事業センター、中部環境事業センター出張所における衣類乾燥機の構成機器である主要部品が故障し、このままでは当該施設における衣類乾燥機が運転できないことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている衣類乾燥機は日精オーバル（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該衣類乾燥機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該衣類乾燥機を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該衣類乾燥機の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度真空式ごみ収集自動車修繕

2 契約の相手方

大阪日野自動車株式会社

3 隨意契約理由

南港ポートタウン地区では、普通ごみの収集を真空式ごみ収集自動車により実施している。

本修繕は、真空式ごみ収集自動車（なにわ800は2108）のパワーテイクオフ装置（以下「PTO」という。）の故障により、架装部の吸引機構に動力が伝達されず、ごみ吸引機構が動作しない状態となっており、当該地区のごみ収集業務に支障をきたすことから、早急に修繕するものである。

真空式ごみ収集自動車は強力な真空圧を利用して、各住宅のごみ貯留装置からごみを吸引するものであり、その吸引機構は超大容量の動力源が必要であるため、真空式ごみ収集自動車の車体部を製造している日野自動車株式会社において製作された超大容量型のPTOが搭載されている。

当該PTOは、日野自動車株式会社の独自の技術等が採用されており、構造、機能や仕様を総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識した上で本業務を実施する必要がある。

このような条件を満たすためには、本車両を製造した日野自動車株式会社の系列会社以外では、整備技術面で対応することは不可能である。これに該当する大阪府域を担当する業者は、大阪日野自動車株式会社のみである。

上記理由により、大阪日野自動車株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境 5 号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社

3 隨意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。今回のオルタネーターの故障により発電ができない不具合及び油圧ポンプの故障により荷役圧力低下にかかる不具合が生じていることによる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクストジャパン株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3257)